

入札参加業者資格適合表

(例)

条件		申込業者	〇〇株式会社			
必須項目	ア	地方自治法施行令第167条の第4第1項又は第2項に定める要件に該当しない者。その他以下の項目にも該当していないこと。 (i) 成年被後見人 (ii) 民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法(明治29年法律第89号)第11条に規定する準禁治産者 (iii) 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの (iv) 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの (v) 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの (vi) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者 (vii) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者	〇			
	イ	府の区域内に事業所を有する者にあつては、府税に係る徴収金を完納していること。	〇			
	ウ	府の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。	〇			
	エ	消費税及び地方消費税を完納していること。	〇			
	オ	民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。	〇			
	カ	会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項又は第2項で定める更生手続開始の申立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法(昭和27年法律第172号)第30条第1項又は第2項で定める更生手続開始の申立てを含む。)をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。	〇			
	キ	金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。	〇			
	ク	当該法人の理事長又は(理事)が役員に就いている業者など、当該法人の理事長又は理事等が特別の利害関係を有する業者でない者。	〇			
	ケ	当該受注者と資本又は人事面において関連がない者。	〇			
	コ	大阪府補助金交付規則第2条第2号イ～ハに定める要件に該当しない者。	〇			
	サ	法人にあつては、参加を希望する契約種目を法人の目的としていることを、登記事項証明書(登記簿謄本)により確認することができること。	〇			
	シ	地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者(同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者を除く。)又はその者を代理人、支配人その他の使用者若しくは入札代理人として使用する者	〇			
	ス	営業を行うにつき、法令等の規定により官公署の免許、許可又は認可を受けている者であること。	〇			
	セ	大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則(令和2年大阪府規則第61号)第3条第1項に規定する入札参加除外者((1)キに掲げる者を除く。)、同規則第9条第1項に規定する誓約書違反者((1)キに掲げる者を除く。))又は同規則第3条第1項各号のいずれかに該当すると認められる者((1)キに掲げる者を除く。))でないこと。	〇			
総合適合			適			